

雇用保険関係の給付を受給していた皆様へ

2004年8月以降に支給された雇用保険関係の給付に追加給付がある可能性があります

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」で全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、統計上の賃金額が低めに出ていました。この結果、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している雇用保険の給付額に影響が生じています。

このため、2004年以降に雇用保険の給付を受給した方の一部に対し、追加給付が必要となりました（現在受給中の方も該当する場合があります）。

2004年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。

御迷惑をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

2004年8月以降
次の給付を受けた方
が追加給付の対象
になり得ます

- ◆ 基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、傷病手当
- ◆ 個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付、地域延長給付
- ◆ 就業手当、再就職手当、常用就職支度手当、就業促進定着手当
- ◆ 高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付
- ◆ 教育訓練支援給付金
- ◆ 就職促進手当（労働施策総合推進法）、失業者の退職手当（国家公務員退職手当法）等

※ 雇用保険の追加給付の平均額（1つの受給期間）の現時点の見通しは約1,400円です。

※ 2004年8月以降に給付を受けた方でも、時期や賃金日額によって追加給付の対象にならないことがあります。

雇用保険関係の追加給付については、システムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。追加給付の時期の目安の概略は以下のとおりです。

	お知らせ開始時期	お支払開始時期
現に給付を受けている方	3月18日～ （一部の方の過去分は10月頃）	将来分：3月18日～
		過去分：4月～（一部の方は11月～）
過去に給付を受けていた方	育児休業給付：8月頃～	11月頃～
	それ以外：10月頃～	

※ 今後の手続に役立つ可能性がありますので、次の書類は捨てずに保管してください。

- 【雇用保険の失業等給付】 受給資格者証、被保険者証
- 【就職促進手当】 就職促進手当支給決定通知書など支給の事実が確認できる書類
- 【失業者の退職手当】 失業者退職手当受給資格証 等

※ 労働施策総合推進法に基づく就職促進手当及び国家公務員退職手当法に基づく失業者の退職手当を現に受給している方

まず現に受給中の方の将来に向け支給する分については、3月18日から、再計算した金額による支給を可能とし、就職指導の際等にその旨のお知らせをお渡しし、順次再計算した金額での支給を開始することを考えています。また、現在受給している給付の過去に支給された分についても、4月から順次お支払いすることを考えています。一方、過去に受給していた方のうち受給の状況が確認できる方については、就職促進手当を受給していた方については4月から、政府職員失業者退職手当を受給していた方ではできる限り速やかに、お知らせを送付し、順次お支払いすべく、今後できるだけ速やかに、より詳細なスケジュールをお示しできるよう、努力してまいります。

雇用保険・労災保険・船員保険の給付を受給していた皆様へ

「追加給付問合せ専用ダイヤル」 を設置いたしました

全国どこからでも通話料無料で
お電話いただけます

2019年1月11日から

2004年8月以降※に支給された雇用保険、
労災保険、船員保険の給付に追加給付がある
可能性があります。

※労災保険は2004年7月以降

以下の問合せ専用ダイヤルで御質問・御相談を受け付けます。
疑問の点は、まず御連絡ください。

こんな疑問に
お答えします

- ◆ 毎月勤労統計の関係で追加給付が発生するのはなぜ？
- ◆ どのような給付が追加給付の対象になりますか？
- ◆ いつ頃給付されたものが対象になりますか？
- ◆ 名前や住所が変わっているのですが…

専用ダイヤル
はこちら

★雇用保険 0120-952-807
(※事業主向け助成金の問い合わせを含む。)
★労災保険 0120-952-824
★船員保険 0120-843-547
0120-830-008

どの保険に係る問い合わせか御不明の場合、いずれの専用ダイヤルでもお問い合わせいただけます。

受付時間 平日 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15

追加給付問い合わせ専用ダイヤルは午前中混み合い、比較的午後がつながりやすい状況です。
ご相談の期限は、当面、設けません。

本件に関して、都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準監督署、全国健康保険協会又は日本年金機構から直接お電話や訪問することはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合はご注意ください。また、追加給付の対象となる方への郵便物によるお知らせは、今後システム改修等の準備が整い次第、順次行う予定です。あらかじめ報道機関やホームページ等を通じお知らせしてまいりますので、それまでの間、これらをかたる郵便物にもご注意ください。御不明の点は上記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク・全国健康保険協会・日本年金機構